

令和2年度第1回東久留米市地域公共交通会議 会議録

開催日時	令和2年11月12日(木) 10:00~11:30	
開催場所	東久留米市役所7階 703会議室	
出席状況	委員	藤井会長、新井委員、依田委員、梅本委員、有賀委員、番場委員、藤本委員、吉川委員、鎌田委員、福西様(吉野委員代理出席)、久保様(小原委員代理出席)(14名中11名)
	市	(事務局)道路計画課長、道路計画課職員3名
	傍聴者	4名
次第	<p>1 開会</p> <p>2 新たな委員の紹介・委嘱状交付</p> <p>3 市長挨拶</p> <p>4 会長挨拶</p> <p>5 会議録署名委員の指名</p> <p>6 議事</p> <p>(1) 東久留米市デマンド型交通実験運行利用実績について</p> <p>(2) 東久留米市デマンド型交通実験運行利用者アンケートについて</p> <p>7 その他</p> <p>1. 事務局報告等</p> <p>2. その他</p> <p>8 閉会</p> <p>* 配布資料</p> <p>No.1 東久留米市地域公共交通会議委員名簿</p> <p>No.2 東久留米市デマンド型交通利用案内</p> <p>No.3 ガイドマップ東久留米</p> <p>No.4 東久留米市デマンド型交通実験運行利用実績報告書</p> <p>No.5 利用者アンケート(案)</p> <p>No.6 事務局報告等資料</p>	
議事録	<p>次第1 開会</p> <p>事務局が開会を宣言。</p> <p>次第2 開会</p> <p>新たな委員の紹介・委嘱状交付。 (藤本委員、鎌田委員、羽石委員(欠席))</p> <p>次第3 市長挨拶</p> <p>次第4 会長挨拶</p> <p>以降の進行を要綱第5の3に基づき、事務局より会長に依頼 会長が要綱第5の5の規定により、本会議は成立していることを報告 (14名中11名の出席)。</p> <p>次第5 会議録署名委員の指名</p> <p>会長より会議録の署名委員を指名。</p>	

次第6 議事

(1) 東久留米市デマンド型交通実験運行利用実績について

【会 長】事務局の説明を求める。

【事務局】資料No. 4（東久留米市デマンド型交通実験運行利用実績報告書）に沿って、令和2年3月16日～令和2年9月30日までの利用実績等について報告。

【報告内容】

1. 概要 (1) 運行形態 (2) 集計期間

2. 利用登録の状況

(1) 月別利用登録申請状況 (2) 利用登録対象者

(3) 利用登録対象者に対する申請割合 (4) 地域別利用登録申請状況

3. 利用実績

(1) 月別利用状況 (2) 共通乗降場利用状況 (3) ルート別利用状況

(4) 地域別利用状況 (5) 時間帯別利用状況

(6) 時間帯別降車地利用状況 (7) 利用割合の状況 (8) 曜日別利用状況

(9) 別予約による乗合状況 (10) 予約の状況 (11) キャンセルの状況

(12) 利用料金

【会 長】質問やご意見はあるか。

【委 員】駅前での駐車にあたり、他の交通事業者と競合もなく、円滑にデマンド型交通の運行がスタートできたのか伺う。

【事務局】駅前のデマンド型交通の乗降ポイントは、バス・タクシー事業者にもご協力いただき駅に近い位置に設置することができた。デマンド型交通は予約があった時間に送迎するシステムであり、駅前で長い時間待機するといったことはないが、バスの発着場所に近いことから、バスの発着には十分注意することとして運行を開始した。

これまでにトラブル等があったという報告は受けていないが、引き続きバスの発着には十分注意して運行するようデマンド型交通の運行事業者には伝える。

【委 員】事務局として、現状どのような課題があると認識されているか。

【事務局】今後利用者に対しアンケートを実施していく予定であり、その回答等も踏まえて精査してまいりたい。事務局としては行きの利用より帰りの利用が少ないことと、別予約での乗合が少ないと考えているため、その辺りについて、アンケートを用いて伺いたいと考えている。

【委 員】東久留米市デマンド型交通では、新型コロナウイルス感染症に対し、どのような対策を図って運行しているのか伺う

【事務局】資料No.6（事務局報告等資料）により説明。

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、利用者が安心してデマンド型交通を利用できるよう、運行事業者には、車内における感染拡大防止を図るため、乗務員のマスク着用、検温、窓を開けての換気、車内の定期的な清掃、消毒の他、運転席と利用者との間にアクリル板の設置と利用者専用アルコール消毒液を常

備したうえで運行を実施している。

【委員】運行開始当初にしては利用者数の結果は良いほうではないか。今までに利用者の無断キャンセル等は発生したことはあったか。また、予約時点でのお断りは、どういった状況が多いのか。

【事務局】無断キャンセルは今のところ発生していない。また予約時のお断りについては、朝早い時間帯などで利用需要が重複してしまった場合に起きていると考えられる。

【会長】その他、質問やご意見はあるか。（意見なし）

それでは、私から事務局へお願いを申し上げます。次回に向け、下記の視点でもデータを集計し、取りまとめていただきたい。

①町丁ごとにトリップをまとめ、移動距離について把握する

②利用者数の割合における母集団を登録者でなく、対象人口とするデータ

③キャンセル状況を前運行日、当日別のほか、高齢者、子育て世帯の各世代で取りまとめる

以上、よろしくお願ひしたい。

【事務局】承知した。

（２）東久留米市デマンド型交通実験運行利用者アンケートについて

【会長】事務局の説明を求める。

【事務局】資料 No. 5（利用者アンケート（案））により、今年度実施を予定している利用者アンケートについて説明。

【説明内容】

① 利用者アンケートの実施方法

乗車時に、乗務員がアンケート用紙を配布。回収については、降車時もしくは次回利用時に車内のアンケート回収箱に入れていただくか、受取人払いの返信用封筒での回収をお願いする。

② 利用者アンケートの実施期間

車内でのご案内や市広報、市ホームページなどで周知してからの実施を考えており、アンケートの実施期間は令和3年2月の1か月間を予定している。

③ 利用者アンケートの項目

利用状況や予約の状況などを基に、用意した選択肢から選んでもらう方式を5問と、最後に自由意見を記入していただく欄を設定。

【問1】

利用者自身とデマンド型交通の利用目的、利用頻度、また、今後の周知活動に役立てるため、デマンド型交通を知ったきっかけ、これまでの利用状況から、帰りの利用などについてお伺いすることとしている。

【問2】

これまでの移動の交通手段についてお伺いすることとしている。

【問3】

デマンド型交通を利用する理由についてお伺いすることとしている。

【問4】

デマンド型交通が利用者の外出支援となっているか、現在の運行や乗合方式に対する利用者の意見と総合的な満足度についてお伺いすることとしてい

る。

【問5】

新型コロナウイルスの影響による外出行動についてお伺いすることとしている。

【問6】

これまでも、利用方法のお問い合わせや市議会などからも、共通乗降場となっていない隣接市の病院や鉄道駅、運行日、運行時間などに関するご意見やご質問などもあることから、デマンド型交通に対する利用者の自由なご意見やご要望などをご記入いただく欄を設けている。

【委員】 今回の場合、乗車された方からのみアンケートを回収することとなっているが、今後の展開として、利用登録を行ったが実際に利用されていない人、または利用登録対象であるが登録していない方などに対してそれぞれアンケートを実施することが考えられる。初回のアンケートとしてはこれで良いと考えるが、今後事務局にはご検討いただきたい。

【事務局】 ご意見として承った。

【会長】 その他ご意見はないか。

【委員】 問1の「利用区分」の③同乗者の選択肢については、内訳の「70歳以上」「妊婦」「0～3歳児」だけでは誤解を招く恐れがあるため、選択肢の記載方法について検討いただきたい。

【事務局】 了解した。それぞれの選択肢について、「～の同乗者」と追記する形に修正する。

【会長】 事務局には修正をお願いしたい。その他ご意見はないか。

【委員】 (意見なし)

【会長】 それでは、私より事務局へのお願いを申し上げます。先ほど委員よりご提案のあった選択肢の記載方法に加え、回答者の居住地について記入欄を設けていただきたい。

また、今後の展開としては子育て世帯に向けて、スマートフォンで回答いただけるよう、アンケートフォーム等を活用しWebでのアンケート実施を検討していただきたいと思う。よろしく願いしたい。また、今回の利用者アンケートについては事務局の修正後、事務局と私の方で取りまとめ、最終版を作成していきたいと考えているが、よろしいか。

【委員】 (異議なし)

【会長】 それではそのように進めさせていただく。

次第7 その他

1 事務局より報告等4件

資料No.6 (事務局報告等資料) により説明

(1) 令和2年度東京都デマンド型交通の導入支援事業について

東京都では、区市町村が実施するデマンド交通の実証運行等を支援するため、今年度から補助交付事業が開始されました。

補助の対象は、デマンド交通の実証運行(調査費、実証運行実施経費)とな

る。基本的な要件は、

【定時定路線型の運行形態ではないこと】【既存の公共交通との連携がなされた運行形態であること】【期間を限定した運行であること】【実証運行の実施主体は、自治体であること】【運賃を徴収すること】となっている。

市では、令和2年度東京都デマンド交通の導入支援事業補助金交付要綱の規定に基づき手続きを進め、令和2年8月に補助金の交付決定通知を受領している。補助金の額は、(運行経費—運賃等で得られる収入分) × 1/2となる。都の補助金交付要綱では、実績報告においては、利用実績、収支状況など実施結果を取りまとめるほか、利用者のニーズや満足度等の調査を行い、実証運行の効果や課題点等成果に関する十分な検証を行うこととされている。

(2) 東久留米市デマンド型交通における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、利用者が安心してデマンド型交通を利用できるよう、車内の感染防止対策事業に取り組む運行事業者を、地方創生臨時交付金を活用し支援している。

運行事業者には対策として、アクリル板の設置と利用者専用のアルコール消毒液を常備したうえで運行している。

(3) 東久留米市デマンド型交通における共通乗降場の明示について

現在、東久留米市デマンド型交通の共通乗降場は32か所ある。

これまで、乗降ポイントについては路面シートで明示していたが、利便性の向上とデマンド型交通の周知を兼ね、施設管理者にご協力を頂き、8か所の乗降場に高さ約1.0mのサインキューブを設置している。

(4) 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済等への対応について

「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等に関する事業の例では、社会的な環境の整備に、「公共交通におけるキャッシュレスの導入」がある。

支払い時の接触機会の軽減により新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることができるなどのメリットがある。

東久留米市デマンド型交通の道路運送法による運送事業の区分は、種類は、「一般旅客自動車運送事業」種別は、「一般乗合旅客自動車運送事業」運行の様子は、「区域運行」となっている。

現在の運行は、「タクシー事業者」による運行で、利用料金は「現金」のみとなっている。

バスやタクシーなどでは、キャッシュレス化の取り組みが進んでおり、事務局としては同じ公共交通であるデマンド型交通についてもキャッシュレス化の取り組みが必要であると考えているが、東久留米市のような乗り合いのデマンド型交通(区域運行)におけるキャッシュレス化、IC端末導入事例が見当たらない。様々な市の地域公共交通会議にご出席している委員の皆様にも、東久留米市デマンド型交通へのキャッシュレス決済(IC端末)導入にあたってはどのような手続きや課題等があるのか伺うものである。

なお、導入費用等については、利用料金の徴収は運行事業者の業務であるため、IC端末導入費用や、決済手数料等は運行事業者の負担となるものと考えている。

【委員】東久留米市デマンド型交通の道路運送法による運送事業の区分は路線バスなどの路線定期運行と同じく、一般乗合旅客自動車運送事業である。

現在の運行事業者は、交通系 IC カードの使用権利を保有していないことから交通系 IC カードを利用することができない。過去に他の自治体でも同じような理由により交通系 IC カードの導入を断念した経緯がある。

【事務局】交通系 IC カード以外や QR コードの利用についてはどのような手続きや課題等があるのか伺う。

【委員】特段手続き等はないが、交通系 IC カード以外の IC カードによってキャッシュレス決済を実施しているという事例は見当たらない。QR コードについては検討中の自治体もあると聞いている。東久留米市のデマンド型交通は運行期間を 5 年間とした実験運行であり、キャッシュレス決済の IC 端末導入コストが高額であることや、カード決済手数料がかかることから運行事業者の負担での導入は難しいものと考えている。

【会長】本件については、事務局において引き続きご検討いただきたい。また事務局より報告のあったデマンド型交通の利用実績だが、このコロナ禍の中では概ね好調な出だしだと考えている。今後も乗合利用を大きく促進していくというよりは、ロコミベースで地域に根付いた交通として拡大していくことが望ましいと考える。また今回高齢者の移動支援だけでなく、子育て世帯も対象としたデマンド型交通というのは非常に先進的な取り組みであり、この事業については広く発信していくべきと考えている。事務局にはその辺りについてもご努力いただきたい。

2 事務局より次回の日程等について

地域公共交通会議は引き続き、毎年度開催を予定している。

次回の議事と会議の日程については、改めて事務局より連絡する。

また、今年度実施する利用者アンケートについては、集計が終わり次第アンケート結果を委員に送付する。

次第 8 閉会

閉会：午前 11 時 30 分